

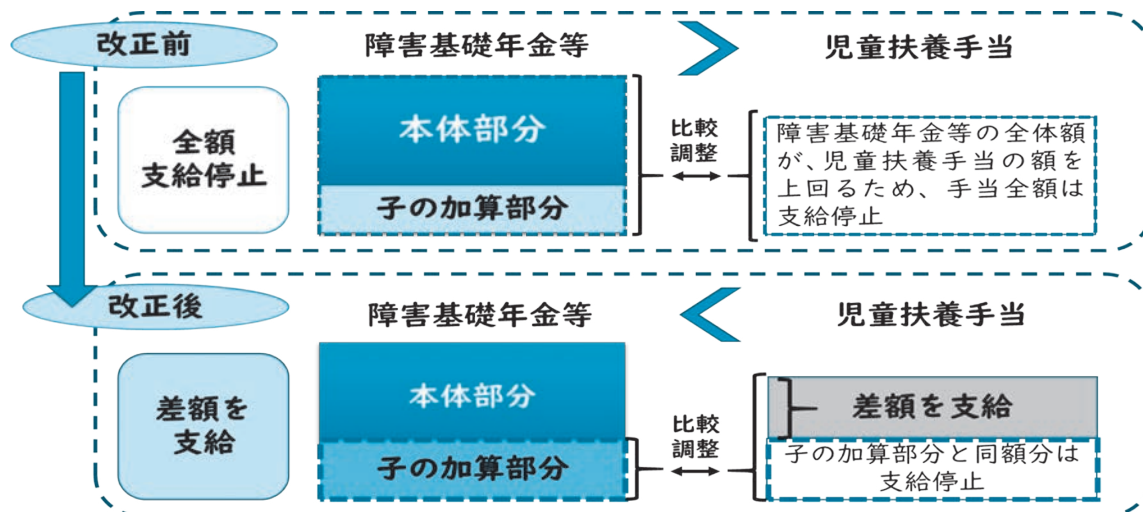
障害基礎年金等を受給しているひとり親世帯の皆さまへ 「児童扶養手当」が変わります

令和3年3月分（令和3年5月支払い）から、①手当額の算出方法と②支給制限に関する所得の算定方法が変更されます。

①児童扶養手当と調整する障害基礎年金等の範囲が変わります。

これまで、障害基礎年金等（※1）を受給している方は、障害基礎年金等の額が児童扶養手当の額を上回る場合、児童扶養手当を受給できませんでしたが、令和3年3月分の手当以降は、児童扶養手当の額が障害年金の子の加算部分の額を上回る場合、その差額を児童扶養手当として受給できるようになります。

（※1）国民年金法に基づく障害基礎年金、労働者災害補償保険法による障害補償年金など



②令和3年3月分の手当以降は、障害基礎年金等を受給している受給資格者の支給制限に関する「所得」に非課税公的年金給付等が含まれます。

- ◆児童扶養手当を受給するためには、子育て支援係での申請が必要です。
- ◆令和3年3月1日現在で支給要件を満たしている方は6月30日までに申請すれば、令和3年3月分の手当から受給できます。
- ◆既に児童扶養手当受給資格者として認定を受けている方は、原則、申請は不要です。ただし、以前申請した後に、時効等により資格喪失した方も再度申請が必要です。詳しくは、うきは市HPでご確認ください。 ●問合せ 福祉事務所 子育て支援係 ☎75-4961

令和3年度福祉タクシー利用券の交付申請

「福祉タクシー利用券」（令和3年度分）の交付申請を3月26日（金）から受け付けます。

市内の在宅の障害者で、下記のいずれかの交付を受けている方が対象となります。

- ◆身体障害者手帳の1級及び2級 ◆療育手帳 ◆精神障害者保健福祉手帳
- ◆特定疾患医療受給者証

※申請には、手帳または受給者証、印鑑が必要です。

※申請された方には、タクシーの初乗り料金（650円）を助成する利用券を交付します。

- 申請窓口 福祉事務所 福祉係（西別館）☎75-4961
浮羽市民課（浮羽市民センター2階）☎77-2112



※市と契約したタクシー会社（光タクシー、浮羽交通、朝田タクシー）でのみご利用いただけます。

※おひとりさまにつき、一年度に1回限りの申請となります。2回以上の申請はできませんので、ご注意ください。

●問合せ 福祉事務所 福祉係 ☎75-4961